

岡山市北区役所地域センター・支所 番号案内表示機及び 広告付行政情報案内モニター設置事業業務に関する協定書（案）

岡山市（以下「甲」という。）と〇〇〇〇〇（以下「乙」という。）は、番号案内表示機及び広告付行政情報案内モニターからなるシステム（以下「システム」という。）を甲の施設である一宮地域センター、津高地域センター、高松地域センター、吉備地域センター、御津支所総務民生課及び建部支所総務民生課（以下「各地域センター・支所」という。）内に設置することに関し、次のとおり協定（以下「本協定」という。）を締結する。

（目的）

第1条 本協定は、甲の施設である岡山市北区役所各地域センター・支所庁舎において、設置するシステムの取扱いについて定めることを目的とする。

（事業計画の策定及び協議）

第2条 乙は、岡山市北区役所地域センター・支所番号案内表示機及び広告付行政情報案内モニター設置事業に係る企画提案募集要項（以下「募集要項」という。）に定めるところにより乙が甲に提出した当該事業に係る企画提案書の応募書類等に基づき、システムの設置場所及び仕様、施工管理方法、実施体制、スケジュール等、事業実施に関する事項を記載した事業計画書を甲に提出して、その承認を得なければならない。

2 乙は、前項の事業計画書の内容を大幅に変更する場合は、事前に甲と協議し、その承認を得るものとする。

（設置場所及び仕様）

第3条 システムの設置場所及び仕様については、前条に定める事業計画書のとおりとする。

2 乙は、この協定のほか、岡山市財産条例、岡山市公有財産取扱規則、岡山市広告掲載要綱、岡山市広告掲載基準及び募集要項に定めるところに従い、システムの設置を行わなければならない。

（行政財産の使用許可）

第4条 第1条の目的による行政財産の使用許可期間は、令和8年12月1日から令和9年3月31日までとする。ただし、乙の施設使用状況や実績を勘案した結果、引き続き使用を許可することを甲が適当と判断した場合は、当該行政財産の用途及び目的を妨げない限度において、乙は令和13年11月30日までの間、年度ごとに使用許可の更新を受けるものとする。

2 乙は、第1条の目的による行政財産の使用にあたり、甲の指定する期日までに行政財産の使用に係る申請を行わなければならない。

3 乙は、使用許可の更新を希望しない場合は、期間満了日の3か月前までに書面により意思表示を行わなければならない。

4 前項の規定に違反した場合、乙は、行政財産目的外使用料の3か月分に相当する損害賠償額を甲に支払わなければならない。

5 その他、行政財産の管理に関する事項については、岡山市公有財産取扱規則及び関係法規に従うものとする。

(協定期間)

第5条 この協定の有効期間は前条第1項に定める使用許可の許可期間と同一とし、同許可が取り消されたときは、本協定は効力を失うものとする。

(行政財産目的外使用料)

第6条 乙は、システムの設置場所が有する広告価値を利用する対価として、次項の行政財産目的外使用料を、甲の定める期日までに、甲の指定する方法により甲に支払うものとする。

2 行政財産目的外使用料は、1か年度につき金〇〇〇〇〇円（消費税相当額を含む。）とする。ただし、使用許可期間が1年に満たないときは、月割によって計算する。この場合において、1月未満の端数があるときは、日割によって計算する。

3 使用料の額に1円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てる。

4 行政財産目的外使用料は、令和8年12月1日から発生するものとする。

5 消費税及び地方消費税に係る税制改正があった場合は、第2項に規定する行政財産目的外使用料について、所定の改定を行うこととする。

(電気使用料等)

第7条 乙は、システムのうち広告付行政情報案内モニターに係る電気料金を甲の指定する納入期限までに、甲の発行する納入通知書により納入しなければならない。システムの通信料については、乙の負担とする。

(権利譲渡の禁止)

第8条 乙は、本協定から生じる一切の権利又は義務の全部若しくは一部を第三者に譲渡し、若しくは継承させ、及びその権利を担保に供してはならない。ただし、あらかじめ甲の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(乙と広告主との契約)

第9条 乙は、広告の掲載にあたり、広告主との間で広告掲載に関する契約を締結し、報酬を受領できる。

(システムの製作及び設置)

第10条 システムの製作及び設置に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。

2 システムの更新、修正等及び移設に係る作業は、乙が自己の負担により行うものとする。

3 乙は、前2項に定める作業を第三者に委託してはならない。

(システムの設置にあたっての留意事項)

第11条 乙は、甲の指示に基づき、甲の業務、維持管理及び災害時の避難誘導の支障とならないよう配慮して、システムの設置及び撤去を行わなければならない。

- 2 乙は、システムの落下及び破損等により、各地域センター利用者に危険を生じさせないように配慮しなければならない。
- 3 甲は、乙に対して、前2項の留意事項について、設置及び撤去等に関する助言、指導を行うことができるものとし、乙はこれに従わなければならない。なお、当該助言及び指導に従うことによって生じる経費は乙の負担とする。
- 4 乙は、システムを原因とした事故に対し、各地域センター利用者から損害賠償の請求がなされた場合、乙の責任及び負担にて解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないものとする。
- 5 システムの設置及び撤去並びに広告内容の変更に関する作業は、乙と事前に調整したうえで、甲が指定する日時に行うものとする。
- 6 システムの撤去は、乙が行うものとし、これに要する費用は乙の負担とする。

(システムの維持管理)

第12条 設置中のシステムは、乙が維持管理を行い、常時適正な状態に保つこととする。

- 2 乙は、システムが毀損、汚損もしくは紛失等（以下「毀損等」という。）した場合は、乙の責任と負担において、速やかに復旧等の適切な措置を講じるものとする。
- 3 甲は、システムの毀損等を発見した場合は、速やかに乙に通報しなければならない。
- 4 第1項及び第2項に要する経費は、乙の負担とする。

(広告主及び広告内容の審査)

第13条 乙は、システムにより広告映像等を放映する広告主の選定及び広告映像等の内容（以下「広告デザイン等」という。）について、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準並びに係法規（以下「岡山市広告掲載要綱等」という。）を遵守するとともに、その提出については、事前に甲の審査を受けその承認を得たものでなければならない。

- 2 乙は、前項に定める審査を受けるため、広告デザイン等のデータ等必要な資料を甲の指定する日までに、甲に提出するものとする。
- 3 乙は、第1項に定める審査において、甲から広告デザイン等について修正の指示を受けたときは、これに従わなければならない。
- 4 甲及び乙は、広告主及び広告デザイン等については、各地域センターが公の施設であることに鑑み、美観及び各地域センター利用者への影響に配慮しなければならない。
- 5 本条に定める資料の提出等にかかる費用は、乙が負担する。

(広告デザイン等の修正・変更)

第14条 甲は、広告デザイン等が、岡山市広告掲載要綱等に違反しているとき又は各地域センターで掲出する広告デザイン等としてふさわしくないと判断したときは、いつでも、乙に対して広告デザイン等の修正等を求めることができ、乙はこれに従わなければならない。

- 2 前項の修正等にかかる費用は、乙が負担する。
- 3 乙は、自己の都合により広告デザイン等を変更するときは、事前に前条に定める審査を受け、その承認を得るものとする。

(広告デザイン等についての責任)

第15条 乙は、広告デザイン等について、次の各号に定める事項を遵守する。

- (1) 広告デザイン等に関する一切の責任は乙が負うものとし、甲は一切の責任及び負担を負わないこと
- (2) 広告デザイン等が第三者の権利を侵害するものでないこと及び広告デザイン等に関する財産権のすべてにおいて、合法的な利用に係る権利処理が完了していることについて乙が保証すること
- (3) 甲に対して第三者から広告活動に関連して被害を被った旨の請求がなされた場合は、乙の責任及び負担において解決するものとし、甲は責任及び負担を負わないこと

(行政広報映像等の制作及び掲出)

第16条 乙が本協定に基づいて設置したシステムで掲出する行政広報映像等は、甲の提供する行政広報映像等の情報をもとに、乙が甲の委託を受けて作成（データ変換等を含む。）するものとする。この場合に要する費用は乙の負担とする。

- 2 甲は、乙に提供する行政広報映像等の情報の内容が第三者の権利を侵害するものではないこと及び行政広報映像等の情報の内容にかかる財産権のすべてにおいて合法的な利用に係る権利処理が完了していることを保証する。
- 3 甲は、乙がシステムで掲出するために甲の委託を受けて作成した甲の行政広報映像等を、乙のシステム以外で掲出してはならない。ただし、あらかじめ乙の書面による承諾を得た場合はこの限りではない。

(システム等の一時撤去又は広告の一時削除)

第17条 甲は、次の各号に該当する場合は、その問題が解決されるまでの間、乙にシステムの一時的撤去又は広告の一時削除を指示することができ、乙はこの指示に従わなければならない。

- (1) 乙が、第4条第1項に定める使用許可の許可条件、本協定に定める事項並びにその他法令等に違反したとき
 - (2) 広告主又は広告デザイン等が岡山市広告掲載要綱等及び募集要項に違反したとき
 - (3) 第11条第3項に定める甲の助言及び指導に乙が従わないとき又は第14条第1項の規定による広告デザイン等の修正を乙が行わないとき
 - (4) 広告掲出を継続することが社会通念上著しく不適切であると認められる相当な理由があると甲が判断したとき
- 2 前項に定める一時撤去又は一時削除の理由となった問題が解消されたと甲が認めるときは、乙は広告掲出を再開することができる。
 - 3 第1項に定める一時撤去又は一時削除並びに前項の再開にかかる費用は乙が負担する。
 - 4 第1項に定める指示があったにもかかわらず、一時撤去又は一時削除に必要な相当期間内に乙がこれを行わないときは、甲は、乙の承諾を得ることなく、広告を自ら一時撤去又は一時削除することができ、これに要した費用は乙が負担するものとする。この場合において、甲はこれによって生じた乙の損害の賠償を行わない。
 - 5 本条に基づき一時撤去又は一時削除が行われた場合、行政財産目的外使用料が納付済の場合は、甲は当該期間中の納付済行政財産目的外使用料を違約金とみなし、乙にその返却をしないものと

する。なお、本項の違約金は、損害賠償の一部としない。

(甲の解除権)

第18条 甲は、乙が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により乙に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 第4条第1項に定める使用許可を乙が得られないとき、又は取り消されたとき
- (2) 法令違反又は正当な理由なく本協定に違反したとき
- (3) 本協定の内容の履行に関し、乙又はその代理人、若しくは使用人等の関係者に著しく不正又は不誠実な行為があったとき
- (4) 乙又はその代理人、若しくは使用人等の関係者に重大な社会的信用失墜行為があったとき
- (5) 乙による破産手続開始の申立て、更生手続開始の申立て、又は乙に対する租税滞納処分がある等、その経営状態が著しく不健全となり、又はそのおそれがあると認められる相当な理由があったとき
- (6) 第19条の規定によらず、乙が本協定の解除を申し出た場合で、甲が協定の解除が相当であると認めるとき

2 甲は、前項各号に定める場合のほか、行政目的等により、やむを得ずこの協定を解除する必要があるときは、乙との協議によりこの協定を解除することができる。

3 本条の規定により本協定が解除された場合において、乙の責に帰すべき事由がある場合は、甲は納付済行政財産目的外使用料を違約金とみなし、乙にその返還をしないものとする。なお、本項の違約金は損害賠償の一部としない。

(乙の解除権)

第19条 乙は、甲が次の各号のいずれかに該当したと認めるときは、書面により甲に催告したうえ、本協定を解除できる。

- (1) 甲が本協定に違反したとき
- (2) 本協定の履行に関し、甲に著しく不正又は不誠実な行為があったとき

(解除に伴う撤去)

第20条 乙は、本協定が解除されたときは、自己の負担により遅滞なくシステム等の撤去を行わなければならない。

(一時移動、一時撤去、一時削除、解除に伴う広告主への補償等)

第21条 乙は、第17条第1項若しくは第4項の規定に基づく一時撤去若しくは一時削除が行われた場合又は第18条第1項の規定に基づく解除が行われた場合で、広告主に対して損害の賠償又は報酬等の返還を行う必要が生じたときは、自己の責任と負担において解決するものとする。

(損害賠償)

第22条 乙は、第11条第3項により助言若しくは指導に従った場合、第13条第1項により広告の掲載が認められなかった場合、第14条第1項により修正を行った場合、第17条第1項若しくは第4項による一時撤去若しくは一時削除がなされた場合及び第18条第1項による解除

がされた場合は、甲に対し損害賠償を請求しないものとする。

- 2 甲は、本協定の履行に関して、甲の責に帰すべき事由により乙に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 3 乙は、本協定の履行に関して、乙の責に帰すべき事由により甲に損害を与えたときは、その損害を賠償しなければならない。ただし、間接損害及び二次的損害についてはこの限りではない。
- 4 第2項及び第3項に規定する損害賠償の額は甲乙協議のうえ決定する。

(第三者の損害・紛争)

第23条 本協定によって第三者に生じた損害の賠償に関しては、次の各号に定めるとおりとする。

- (1) 当該損害が甲の責に帰すべき事由により生じたときは、甲が自らの責任と負担をもって解決する。
- (2) 当該損害が乙の責に帰すべき事由により生じたときは、乙が自らの責任と負担をもって解決する。
- 2 前項に定める場合のほか、本協定の履行について第三者との間で生じた紛争については、甲乙協議のうえ、その責任に応じて処理解決にあたるものとする。

(システムの引渡し)

第24条 第18条第1項に基づく解除権を甲が行使したとき又は第5条の規定により本協定の効力が失われたときで、かつ、甲が協定期間終了後も設置が必要と認めるシステムについて甲への引渡しを求めたときは、その引渡し条件について、甲乙相互間で協議するものとする。

- 2 前項の引渡し条件等は無償譲渡を前提とするが、有償譲渡の場合はシステムの市場価格や減価償却等を加味して試算し、甲乙協議のうえ決定する。

(原状回復義務)

第25条 協定期間が満了した場合又は本協定が解除された場合は、乙は自己の費用を持ってシステムを撤去し、原状回復して、システムの設置場所を甲に返還しなければならない。ただし、甲乙協議により、原状回復する必要がないとされた部分についてはこの限りではない。

- 2 乙は、前項の規定によりシステムの設置場所を返還するときは、原状回復した後、直ちに甲の検査を受け、甲の承認を受けなければならない。
- 3 第1項の規定により、乙がシステムの設置場所を返還する必要があるにもかかわらず、乙が当該場所を返還しない場合は、本協定終了の翌日から当該場所の明渡し完了までの間、乙は甲に対して当該期間に係る行政財産目的外使用料相当額の使用損害金を支払うほか、甲に損害がある場合は、使用損害金とは別にその損害の全額を賠償しなければならない。

(著作権等の管理)

第26条 乙はシステムの設置に際して、著作権等（著作権、デザイン権、商標権又はノウハウ、その他一切の権利を含み、甲の所有であると否とは問わない。）を使用するときは、使用に関する一切の責任を負わなければならない。

- 2 甲が、システムの写真や画像データ等を、事業の紹介等の行政目的のために甲が作成若しくは関与する印刷物又はホームページ等に掲載する場合、乙はその掲載を認めるとともに、広告主か

らの許諾を得られるよう努めなければならない。ただし、広告主又は第三者の権利を侵害し、又はそのおそれがある場合においてはこの限りではない。

(秘密の保持)

第27条 乙は、業務の実施に関して知り得た事実について、その秘密を守らなければならない。本協定が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(協定の費用)

第28条 本協定の締結に関して必要な費用は、すべて乙の負担とする。

(疑義の解釈等)

第29条 本協定の定めに疑義が生じたとき又は本協定に定めのない事項については、岡山市財産条例、岡山市公有財産取扱規則、岡山市広告掲載要綱及び岡山市広告掲載基準の定めによるものとし、これらに記載のない事項については、甲乙協議のうえ決定する。

(裁判管轄)

第30条 甲乙間の権利義務に関し協議が整わず、訴訟を提起する場合については、岡山地方裁判所を管轄裁判所とする。

本協定を証するため本書2通を作成し、両者記名押印のうえ、各自その1通を保有する。

令和 年 月 日

甲 岡山市北区大供一丁目1番1号
岡山市
岡山市長 大 森 雅 夫 印

乙

印